○美祢市農林資源活用施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成20年10月1日

規則第199号

（趣旨）

第１条　この規則は、美祢市農林資源活用施設の設置及び管理に関する条例（平成20年美祢市条例第246号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の遵守事項）

第２条　条例第4条に規定する指定管理者は、次の事項を守らなければならない。

(1)　施設の建物若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(2)　近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3)　前2号に掲げるもののほか、市長があらかじめ制限した行為をしないこと。

（その他）

第３条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。